

都市・環境常任委員会

(平成29年3月2日)

○ 村山繁生委員長

おはようございます。連日お疲れさまでございます。それでは、昨日に引き続きまして、会議を開きます。

きょうの流れでございますけれども、まず都市整備部の残りの付託議案、一般議案ですね。それと、都市整備部の所管事務調査、それからあすなろう鉄道の報告。これで都市整備部は終了いたしまして、その後、上下水道局の留保した部分の追加説明と、その条例の一部改正について、また審査を行っていただきます。それが終わりますと、初日に小川委員から提案のありました所管事務調査ですね、議会中の所管事務調査を最後に行います。これを60分をめぐりにさせていただきたいと思いますので、ひとつご協力をよろしく願いいたします。

それから、その他の事項で、人権施策推進懇話会及び同和行政推進審議会についての所管事務調査、それから委員だけお残りいただいて、2月の定例会議の議会報告会についてお諮りしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、一般議案について、これは追加の資料はございませんので、議案第82号、第83号、第86号、第87号、第91号、第92号についての6議案について、一括して質疑を受けさせていただきます。

議案第82号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

議案第83号 四日市市再開発住宅条例の一部改正について

議案第86号 動産の取得について

議案第87号 製造請負契約の締結について

議案第91号 訴えの提起について

議案第92号 市道路線の認定について

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。議案第82号からですね。建築基準法等関係手数料条例の一部改正について。議案第83号四日市再開発住宅条例の一部改正について。議案第86号動産の取得について。議案第87号製造請負契約の締結について。議案第91号訴えの提起について。議案第

92号市道路線の認定についてでございます。

ご質疑がある方は、ご発言ください。

○ 小川政人委員

本当はいろいろな審査で手数料が要るけど、こういう審査する体制がうまくできるように人が配置されているのかいないのか。条例を変えてくるとか、そういう仕事がふえてくるんやで、いっときもあった、構造物のあれで全然人が足らんと、人員が不足しておったというふうになったんや。そういう体制はうまくいっておるのかな。

○ 伊藤建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。今回、建築物省エネ法が施行されるに伴って、省エネ基準の適合義務化の審査が伴ってくるわけなんですけれども、前段に現行の法律、省エネ法というのがございまして、それが建築物省エネ法に切りかわるということになっています。現段階の省エネ法の中でも、省エネに関する基準の届出義務というのがありまして、その中で、判定審査ではないんですけれども、同様の審査をしてございます。という意味では、大きく業務量がふえるものではございません。

また、件数につきましてですけれども、過去5年間の件数、ばらつきはございますが10件から20件の間で、平均しますと年間約17件、今回の非住宅で2000㎡を超える建築物については年間17件ということですので、人員的には現行の人数でも足りるというようなことで考えております。

以上でございます。

○ 小川政人委員

大体わかりましたけど、申請してもちょっとも認可がおりやんとか言われる苦情が、後になって僕らに来んようにお願いします。

○ 村山繁生委員長

他にございませんか。

○ 中森慎二委員

議案第83号再開発住宅の条例改正ですが、これは結局、末永・本郷土地区画整理が終わって、その名称を、従来の四日市末永・本郷再開発住宅から、末永・本郷、住宅というの
はつかないんですか、これは。末永・本郷という名称だけになるんですか。先にそれを。

○ 村山繁生委員長

まずそこまで。

○ 森下市営住宅課長

今回の再開発条例の一部改正につきましては、換地処分と収用に伴いまして、駐車場の
位置が変わるということで改正をお願いしております。その条例の中で、末永・本郷再開
発住宅という名称があったり、末永・本郷という名称がありましたので、それを末永・本
郷ということに統一させていただくというものでございます。

○ 中森慎二委員

一番上の改正前が四日市末永・本郷再開発住宅という名称で、改正後が末永・本郷とい
う名称になるのは、これは住宅の名前そのものが末永・本郷ということになるというこ
とですか、名称が。

○ 森下市営住宅課長

はい、そのとおりでございます。

○ 中森慎二委員

これは、再開発住宅の機能はもう役割としては終わったわけですが、市営住宅の
一部としてのカウントになるということなんですか。そういうこととも違うんですか。

○ 森下市営住宅課長

再開発住宅条例の中には、末永・本郷の再開発の関係で入居される方もおります。それ
で、そのほかの住宅につきましては、市営住宅条例の適用で入居されている方がおるとい
うことでございます。

○ 中森慎二委員

名称そのものにも再開発という文言がなくなるわけですね。で、一部、もともと末永・本郷にみえた方が入居してみえるということですが、一般の市営住宅に適用して入居してみえる方もみえて、この際、末永・本郷市営住宅としてしまうということにはならないんですか。

○ 森下市営住宅課長

末永・本郷という名前にさせていただくということでございます。

○ 中森慎二委員

いや、そうじゃなくて、再開発住宅の役割というのはもう終わったとしたとすると、この条例改正で名前ももう末永・本郷として改めるのなら、市営住宅として編入してしまえばいいんじゃないの。それが何かできない理由もあるんですか。

○ 森下市営住宅課長

まだ末永・本郷の再開発住宅の中には、末永・本郷再開発住宅条例を適用されて入居されている方がおりますので、その方につきまして、まだ入居されておりますので、そのまま条例を残させていただいておることです。

○ 中森慎二委員

一般の市営住宅と再開発住宅での入居条件とか、家賃なのかはいろいろ違うかもわからないけれど、一部の方だけそれを適用しておいて、建物全体はもう市営住宅に編入してしまえばいいんじゃないですか。そういうことはできないの。

○ 森下市営住宅課長

再開発住宅条例を廃止して市営住宅条例の中というご質問でございますか。今、再開発住宅条例ということで、再開発住宅条例適用の方がおりますので、今、この間で残させていただいておりますけれども、いずれその方が退去になられた時点では、市営住宅条例の中に組み込んでいきたいというのは考えておりますが、今回につきましては、地番の変更ということと、名称の統一ということで上げさせていただいております。

○ 中森慎二委員

その入居者はいつ出られるんですか、そうしたら。今の再開発住宅に入ってみえる方は、いつ退去されるんですか。

○ 森下市営住宅課長

いつ退去されるということは、それはもうご自身のことになるかと思えますけれども、永住ということで住んでおられます。

○ 中森慎二委員

いやいや、再開発住宅の建設の目的って何ですか。区画整理事業を進めるに当たって、一時的に住まいがなくなったりする方のために建てたんじゃないの、これ。未来永劫の施設じゃないんでしょ。

○ 森下市営住宅課長

再開発住宅条例の入居の方は、賃貸住宅に住んでおられる方が再開発のためになくなった方を受け入れるということと、持ち家をお持ちの方が一旦仮住居としてということで入っておられるのが、この再開発住宅条例の入居者の基準でございます。

○ 中森慎二委員

この再開発住宅条例は残したままでも、別に建物自身は市営住宅化してしまえばいいんじゃないの。で、入居の方は、その適用だけ、この根拠はこの条例に基づきますよということにしておけばいいんじゃないんですか。

○ 森下市営住宅課長

今、市営住宅課で所管しておりまして、管理運営を一体化させていただいております。条例の適用だけ、再開発の条例の関係で入っている方と、市営住宅の条例の適用の方で入っているということで、管理運営させていただいております。

○ 中森慎二委員

だから、この建物自身をもう市営住宅としての位置づけにしてしまえばいいんじゃないのかと。入居している人の入居根拠条例は、この再開発住宅に基づいて入ってもらっていますということでもいいんじゃないんですか。そういうことにならないの。

○ 森下市営住宅課長

末永・本郷の市営住宅につきましては、一応、管理運営所管というのが私どもでやっております。ただ、入居に関して再開発住宅条例に適用される方は、その条例の適用ということで残してあるということでございます。

○ 小川政人委員

多分、中森委員の言うとおりとそういうことになるんでしょう。

○ 森下市営住宅課長

そのとおりでございました。済みません。

○ 中森慎二委員

末永・本郷市営住宅ということで管理しておるといいんですか。

○ 森下市営住宅課長

はい、そのとおりでございます。

○ 加藤清助委員

議案第86号と議案第87号は、あすなろう鉄道にかかわる動産の取得と製造の請負契約の締結ですけれども、この間、車両の新造だとか改良だとか、ずっと説明も受けてきて、これでもう一旦終わりになるのか、まだ引き続き残っておるのかはどうなんですか。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課、川尻でございます。この平成28年度の補正で5両、3両と2両追加していますが、あとまだ2両の改造と1両の新造が平成30年度に残っております。

○ 加藤清助委員

平成30年度が最後ですが、トータルで車両関係の投入の取得だとかの費用は、総額で何ぼになっておったんですか。

○ 川尻都市計画課長

約20億円でございます。

○ 加藤清助委員

別件ですが、議案第91号の訴えの提起について見させていただいて……。

○ 村山繁生委員長

済みません、加藤委員、ごめんなさい。議第91号は個人情報に関連してきますので、これは非公開にしたいと思いますので、この質問は後で、この議案の最後にしていただきたいと思います。

○ 加藤清助委員

これを見ている範囲でもあかんの。

○ 村山繁生委員長

はい、これは個人情報絡んでおりますので、中身に。ですから、一応、決まりによりまして非公開という形をとりたいと思いますので、この議案の質疑の最後にしていただきたいと思います。当然そのときは傍聴者に退席してもらわなあきませんので。済みませんが、じゃ、ほかのことをお願いいたします。

○ 加藤清助委員

ほかはないです。

○ 村山繁生委員長

そうですか。

○ 伊藤修一委員

参考までにちょっと聞きたいんですけど、さっきの末永・本郷を今度から市営住宅という名前で世話してもらおうんですけど、あれ、どんなような住宅やったか。何か高いような住宅、高いというか、何階建てで、どんなぐらいの間取りやったか。

○ 森下市営住宅課長

末永・本郷は、5階建ての住宅になっております。間取りについては2DKであります。

○ 伊藤修一委員

今度、市営住宅で管理してもらおうということやったら、エレベーターはあるの、そこ。5階に入居してもらおう人を募集するのやろ。

○ 森下市営住宅課長

もう既に平成19年に市営住宅課に移管された時点で、市営住宅の管理で入居されている方がおります。今現在、20戸の管理戸数を持っておりますが、入居者数が20戸で、いっぱい状態になっております。

○ 伊藤修一委員

エレベーターはあるの。

○ 森下市営住宅課長

済みませんでした。エレベーターはございません。

○ 伊藤修一委員

それ、再開発でいつとき使うということやったら、それはもうそういうことも急なことやし、やむを得やんけれども、今後もずっと使っていくということで、5階建てにもう入っておる人がおるからということで、そのまま置いておいてもええんやろか。何か公共施設のユニバーサルとかバリアフリーとかいろいろ聞くんですけども、ここへ後づけでも、ずっと考えていかなあかん用事と違うやろか。

○ 森下市営住宅課長

エレベーターにつきましては、ほかの団地も含めて、いろいろ高層階というのがございますので、ここについては今考えておりませんが、確かに高層階に高齢者の方がおるといふのがありますので、その辺は、今いっぱいでございますのでちょっとあれでございますが、ほかのところについても考えなきゃあかんとは思ってはおります。

○ 伊藤修一委員

ほかのところも含めてということも当然あるんやけれども、今回は再開発から市営住宅に変わるんやで、市営住宅としての目的があるはずやでさ。それで、5階というのが、普通3階、4階までだったら大体あるけど、5階といたらまた全然意味が違うと思うよな。で、そこへもうずっと永久的に住んでもらうんやみたいなことやって、もう上がれやんになったら、その人たちはどうするの。足が悪くなったり、体悪くなったりしたら。

○ 森下市営住宅課長

現在、平成19年に移管を受けてから、ずっと入居者のことをやっておりますが、今、団地の中で高層階に住んでおって、足の関係で不自由が起きて高層階が難しいという方につきましては、低層階のほうへの住みかえということで対応させていただいております。現在は、今、ここ、20戸全部満室でございますので、今、そのような手だてがとれないということでございます。再開発の対象で住んでいる方もおりますけれども、その方についても、今、現状のままということになっております。

○ 伊藤修一委員

下があいていないから移れないと言ったら、結局は何もできないということを書いてみると思うよな。それで結局これからもそういうふうなことで、もしあきが出たら市営住宅としての対応をしていくということであれば、外づけでも何かつけておるところもあらへんやないのか。そういうことは、建物自体の強度としてそういうのが耐えられる施設なのか、それも外づけもできない、そんなものをつけたら建物が倒れていくという、そういう施設なのか、どうなんやろか。

○ 森下市営住宅課長

外づけというご意見でございますが、外づけにつきましてはスペースの問題とかいうのがございまして、末永についてはそこまで検討はしておりませんが、ほかの住宅につきましては、外づけにつけるスペースがないということで実施ができないという状況でございます。

○ 伊藤修一委員

ハーモニカみたいな廊下がずっとつながっておるようなところやったら、外づけは多分可能やと思うけど、一つずつの通路に、階段にそういうのはつけられやへんで。けども、やっぱりそういうのも課題は課題やと思うんやわね。市営住宅としてそういうふうにもこれからはずっと世話していくというんやったら、やっぱりそういうことも今回検討して、対策なり対応なりも考えていってもらわんと、ずっと公共施設で市の財産として活用していくということやで、それも課題として都市整備部も持っておってほしいなと思いました。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課、川尻でございます。先ほど車両の購入費約20億円ということを行いました、確認いたしまして、済みません、訂正させていただきます。16億4700万円の予定でございます。済みません、ちょっと計算間違いで。

○ 村山繁生委員長

16億4700万円ですね。

○ 小川政人委員

条例とは関係ないんやけど、市長が変わって、公会計とかそういう話をしていて、この前言ったように、あすなろう鉄道だけ一般会計ときちっと分けて、同じようにそういう考え方を持っておる市長が出てきたんやから、あわせて一緒に検討して、わかるようにして

もらいたいな。

○ 川尻都市計画課長

あすなろう鉄道につきましては、今言われたように、できるだけわかりやすく、単独でわかるような資料づくりに努めていきたいと思っております。

○ 小川政人委員

資料づくりと違うよ。わかった。

○ 村山繁生委員長

そういうことで、検討していただきますようお願いいたします。

他にないようでございますので、先ほどの議案第91号について加藤委員の質問を受けたいと思いますので、傍聴者は申しわけないですけれども退席してください。それから、インターネット中継も切ってください。

○ 諸岡 覚委員

知らんけど、こういう場合は議事録も残さんわけですか。非公開というのは。

○ 村山繁生委員長

議事録は残ると思います。

○ 諸岡 覚委員

じゃ、マイクは要るんですね。

○ 村山繁生委員長

今、ちょっと教えてもらったんですけど、非公開と秘密会と違うらしくて。

○ 加藤清助委員

秘密会ではないものね。

○ 村山繁生委員長

ええ。非公開は、委員長により決定と。秘密会は、委員会の議決により決定と。会議録は、非公開の場合は公表、秘密会は公表しない。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

名前だけは出ないです。じゃ、そういうことで、もうネットも切ってもらいましたので質疑を始めます。

○ 加藤清助委員

議案第91号は訴えの提起についてということで、この2名の地権者を提訴するというこ
とで出ておりました、ただ、境界の確定判決を求めるといことなんやけど、参考資料が
ついておるのやけど、この午起土地区画整理事業の図面は出ているんですけど、この訴え
る相手と市との境界がどこで、どういうふうに食い違っている主張があるのかというの
が、この整理事業の全部の図面を見せてもらったってわからへん話で、参考資料になっ
てへん
など思いながら、それは非公開なものでつけられんかったんかようわからんのやけど、そ
こは
どういう場所で、どういう食い違いがあって、当然両者が主張しますよね。俺のところ
はここが境界や、市はここが境界やと。それぞれの主張の根拠は、市は、例えば公図だ
とか登記簿だとか、そういうのに基づいてやるし、当然地権者もそれなりの主張があ
ると思
うんやけど、その違いがどういうふうにあって、だから市は提訴するんですというの
がない
と、訴えるにしても、僕ら、それは訴えて確定してもらわなあかんのはどこでもそう
や
けど、そこを資料からは読み取れないものでお願いしたいです。

○ 村山繁生委員長

じゃ、そのあたりの説明をお願いいたします。

○ 伊藤市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、伊藤です。先日の議案聴取会の折にご説明させていただいたのは、
先ほどの議案の資料ではなくて、タブレットですね、04の提出議案参考資料の28分の27ペ

ージでございます。

○ 村山繁生委員長

加藤委員、出ましたか。

○ 加藤清助委員

出ました。

○ 伊藤市街地整備・公園課長

議案聴取会の際にこの図面を使ってご説明させていただいたところで、こちらの図面で、左側の点線で囲まれた所有者の方と、黒い太枠で囲まれたこれがもともと市の土地でございます。その境ということで、引き出しで境界確定請求箇所というところが示してあるかと思いますが、こちらが今回の訴訟に関して境界の確定を求めていくというものでございます。

もともとの経緯としましては、一昨年なんです。この議会でもご説明させていただいたところで、重複して申しわけございませんけれども、もともと午起土地区画整理組合ということで、平成27年12月に、組合で実際にこの訴訟を始めさせてもらっています。今回、組合で訴訟をしていたんですけれども、私どもとしては、そのまま訴訟を続けたいという形で昨年から続けてきた中で、裁判官のほうから、境界確定というところで考えると、組合というのは裁判としての原告の適格がないのではないかという話が相手から持ち出され、裁判官のほうも、一度実際に訴訟を受けたということであれば、私どもの主張を受けて裁判を始めたということなんですけれども、昨年の11月に、多分、上告されたときに高等裁判所なり最高裁判所へ行った場合に、ひょっとしてその辺の疑義が生じて時間がかかる可能性もあるといったこともあって、実際に従前地で境界が隣接していた方々に訴訟を立ち上げていただいて、並行して審議を進めていこうということで、今回、市が訴訟の原告として、訴えの提起として上げさせていただいています。

実際にこの境界確定部分につきましては、この図面だけでは難しいところはあるんですけども、昔、こちら市営住宅がございました。その市営住宅とこの所有者の方との間に通路がございました。これは皆さんが一般的に行き来していた通路ということで、その通路が、当然私どもは市の土地だということで考えているものに対して、相手方のほうは、

これはうちの土地やったということで、約2m分の通路なんですけど、その分についての疑義が生じてきているというところで、実際裁判になっているということでございます。

ただ、こちらについては、余り裁判の中で詳しくもあれなんですけれども、この裁判、境界確定訴訟を行う前に、ここの区画整理で、ここの人を施行区域内から外して区域外としたというのも最高裁判所まで行った経緯があるんですけれども、その際の資料については、この所有者の方から、ここはもともと通路は市の土地としてあったということで、向こうの言い分があやふやな状態になっているというのが現状で、そこを今、訴訟で論議をしているというところでございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

そうすると、この参考資料の境界確定請求箇所というのが、黒線で引っ張ってありますよね。ここの市側の請求箇所の部分で、上に所有者1、2、3と、もう一つ矢印で所有者とあるのは、訴えは、所有者は2人やったよね。この点線の中が2筆ということなの。

○ 伊藤市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、伊藤です。済みません、土地自体は2筆に分かれています。もともこの所有者の方の親の名義で相続があって、右側にある所有者と書いてある人がAさんとした場合に、もう一つの所有者は、左側に書いてあるのが所有者B、C、Dという形になるんですけれども、こちらは多分、相続のときに相続漏れがあったということで、こちらについてはその土地を引き継ぐ権利を持つ方ということで、実質は、この所有者Aの方が、一つここに自宅を持って住まわれているというふうに理解していただければいいかと思います。

以上です。

○ 加藤清助委員

すると経過から言うと、その人は整理組合を訴えてやっておったけど、裁判所のほうの参考意見で、組合が原告となるというのは難しいから市との係争になるということと、さっき説明の中で、過去にも何かあって、それで過去の主張と今の主張が食い違ってきているというような状況もあるということなのね。

○ 伊藤市街地整備・公園課長

済みません、説明が悪くてあれなんですけれども、過去のほうの訴訟については、所有者Aさんのほうが、組合に対して訴えを提起していました。それで、組合のほうが、最高裁へ行って全面勝訴ということです。ただ、今回については、組合側から境界確定を求めたいということで、立ち会いに応じてもらえないものですから、訴訟を立ち上げたということになります。

○ 加藤清助委員

ありがとうございました。

○ 村山繁生委員長

この議案第91号に関しては、もうこれでよろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

組合ってまだあるのか。

○ 伊藤市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、伊藤です。

当然、区画整理事業ですので、こちらできちっと境界を確定させていただいて、先ほどもお話が出ていましたけれども、末永・本郷と同様に、換地処分という手続をさせていただいて初めて組合としては解散できるということです。こちらは昭和58年に議会の請願を受けて立ち上げた区画整理事業なんですけれども、今のところ、まだ組合としては存在しております。

○ 小川政人委員

ちょっとわからないけど、ここはもう整理からは除外したと聞いておるんやけど。この人だけ同意がなかったもので、区画整理の中からは外したんやわなと聞いておるんやけど。何でかという、これ、多分、僕、高校の同級生で、組合長から、俺が邪魔しておるといって電話がかかってきたんや。何の話かなと思って、どこの何やと言ったら、その組合長

もよう知っておるもので、ある日、邪魔せんでおいてくれとか電話がかかってきて。俺、そんなの全然わからんし、何の話やと言ったら、いや、ここの持ち主がお前と同級生やと言っておる、それとこれとは違うやろと言ってお話した覚えがあるんやけども。で、後から選挙のときになって、ああ、同級生やなどというのはわかったんやけど、別に頼まれてもおらへんし、頼んだ覚えもないし、何で突然怒られやんならんのやなど思っておったんやけど。まだその部分が、未確定の部分だけを外したということなんですか。

○ 伊藤市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、伊藤です。

当時、平成18年、平成19年に、その辺の施行区域外とするという形で事業計画変更をさせていただいているんですけど、そのときにも当然境界の立ち会いに応じなかったということで、事業計画上、ここを外させていただくと。本来、すぐにでも立ち会いしていただければ、換地処分という手続に入れたんですけども、それを延々と拒まれてというのと、あと、すぐに組合がここを区域外としたということに対してこの方が訴訟を起こして、ずっとそれが最高裁判所まで平成27年までかかっていた関係もありまして、私どもとしては平成27年が終わった段階でもう一度境界確定のお願いをしたんですけども、応じないということで訴訟に踏み切った。私どもというよりは、組合が訴訟に踏み切ったということになります。

○ 小川政人委員

現況はどうなっておるの。何か建っておるとか、何もないのか。どうなっておるんですか。

○ 伊藤市街地整備・公園課長

今、この図面で引き出しをさせていただいているところについては、先ほどご説明させていただいたとおり、市営住宅との間に通路があって、相手方というのは塀がずっとあると。現況としては、その塀より南側に市営住宅があった側は、通路というか、もう今は市営住宅は壊されていますので、ずっと更地になっているというような状況になっています。

○ 小川政人委員

占有はされていないということだよね。

○ 伊藤市街地整備・公園課長

正直言いますと、車とかがたまに置いてあったりはします。こちらについては私どもの弁護士とも相談させてもらっているんですけども、今、その辺の実情だけつかんでおけばいいということで対応のほうはさせていただいておるところです。

○ 村山繁生委員長

議案第91号については、これでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、傍聴者も入れていただいて、インターネット中継も再開してください。
ほかの議案についても、もうよろしいでしょうか。ありませんか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もないようでございますので、これより討論に入ります。

これは規定によりまして、議案を一つずつお諮りすることになっておりますので、お願いいたします。

まず、議案第82号について、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論はございませんので、簡易採決で行います。

議案第82号四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件を可決することに決しました。

[以上の経過により、議案第82号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

続いて、議案第83号について、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

議案第83号四日市市再開発住宅条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第83号 四日市市再開発住宅条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

続いて、議案第86号について、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

議案第86号動産の取得について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第86号 動産の取得について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

続きまして、議案第91号について、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

○ 小川政人委員

一つ飛ばした。

○ 村山繁生委員長

済みません、議案第87号について、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第87号製造請負契約の締結について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第87号 製造請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第91号について、討論もないということでございましたので、採決に入ります。

議案第91号訴えの提起について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第91号 訴えの提起について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

議案第92号について、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

議案第92号市道路線の認定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第92号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

以上で付託議案を終了させていただきます。

それでは、ここからは、平成28年度四日市市緑化推進委員会と、平成28年度第3回四日市市営住宅入居者選考委員会が開催されたということがありますので、都市・環境常任委員会所管事務調査として、2件を一括して説明を受けたいと思います。説明を求めます。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課、川尻と申します。

都市・環境常任委員会の所管事務調査関係資料になります。

○ 村山繁生委員長

タブレットはどこですか。

○ 川尻都市計画課長

フォルダーが、05、都市・環境常任委員会というフォルダーに戻っていただけますでしょうか。

○ 村山繁生委員長

これの08ですね。都市整備部の所管事務調査。

○ 川尻都市計画課長

はい、よろしいでしょうか。8ページものの資料になります。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課、川尻でございます。

これは、議員が参画していない委員会等につきまして、所管の委員会に報告するもの
でございます。平成28年度四日市市緑化推進委員会を開催いたしました。これにつきまして
は、市民緑地管理団体の多くが担い手不足とか高齢化しているということで、そういう課
題に向け、緑化推進委員会でご議論いただくというものでございます。

本年、2回開催しております。第1回につきましては、11月17日から12月27日にかけて、
4回に分けて現地の視察をしていただいております。場所は、岡山市民緑地、下野憩いと
ふれあいの市民緑地の2カ所でございます。現地で市民緑地を管理していただいている団
体の皆さんに、ヒアリングなどもしていただいております。

続きまして、2ページ、8分の3になります。1月11日に第2回緑化推進委員会という
ことで、現地視察を踏まえて、そういう課題についてのご議論をいただきました。主な意
見は記載のとおりでございます。

その後、これは、この委員会のほうから、担い手不足であれば、四日市にはたくさん
の企業があるので、企業の皆さんへの参加を促したらどうかということで、企業の皆さんに
アンケートを実施いたしました。その結果が、この8分の4ページから後ろに記載してご
ざいます。幾つかの企業が参加の意向を示していただいておりますので、現在、60カ所を
超える企業のほうに訪問いたしまして、具体的にどのような協力ができるかということ
を、今、調査しておる途中でございます。

説明は以上でございます。

○ 森下市営住宅課長

続きまして、8分の7をお願いいたします。平成28年度第3回四日市市営住宅入居者選考委員会を開催しましたので、ご報告させていただきます。開催日、2月24日午前10時から午前11時30分、市役所のほうで実施させていただきました。

議題1につきまして、第3回の定期募集の選考及び抽選会の日程についてでございます。募集期間は平成29年2月6日から10日まで、公開の抽選会は3月7日火曜日午前10時からを予定しております。応募状況につきましては、今回第3回につきましては、31戸の募集戸数に対しまして、応募者数95名、応募倍率3.1ということになっております。

8分の8をごらんください。議題2としまして、随時受付団地の状況でございます。現時点で、入居待ちの件数が12件となっております。

主な質疑についてでございますが、今回の定期募集の申し込みの傾向ということのご質問をいただきまして、今回6月、10月と同程度、31戸を募集しましたが、95名と少なかったということで、比較的に新しい団地やエレベーターを備えた団地の募集戸数が少なかったことが影響しているとお答えさせていただいております。

あと、申込者数は教えてもらえるのかとか、また申し込みの団地の変更は可能なのかというご質問に対しまして、申込者数についてのお問い合わせはお答えしておりますと。また、申し込みの団地は、期間中であれば変更することも可能であるということでございます。

次のご意見ですが、前田町の申込者数に差があるのはなぜなのかというご質問がありまして、高層階が敬遠されたというところがあるとお答えさせていただいております。

単身者の募集団地を細かく分けられているのはどういうことかというご意見に対しましては、何度も落選されている方の優先戸数を設けるようにしてはありますが、当選後、希望の団地と違うということで辞退されるという場合がありますので、希望の団地や建物自体の構造を把握してから応募できるようにさせていただきました。

次に、二次募集した後でも申込者がいなかった場合はどうなるのかというご質問に対しまして、次回の定期募集で提供していきますというお答えをさせていただきました。

また、今年度の随時募集に対する入居申し込みの傾向を知りたいというご質問に対しまして、今の家賃が高いためという理由が多く、また今回の申し込みに対しましては、20歳代から40歳代が多かったということでお答えさせていただきました。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございますが、皆さんからご質疑があれば、ご発言ください。

(なし)

○ 村山繁生委員長

別段質疑もないようでございますので、本件につきましては、この程度とさせていただきます。

それでは次に、報告事項でございます。

あすなろう鉄道線について報告事項があるということでございますので、受けたいと思います。

資料の説明を求めます。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課、川尻でございます。戻っていただきまして、所管事務調査08を終わって、09、都市整備部その他報告のページを開いていただけますでしょうか。3ページものがございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○ 川尻都市計画課長

3分の3ページでございます。あすなろう鉄道線について、第3四半期までの利用者数、それから収入の状況を記載してございます。利用者数は、前年度比で6.4%減、15万2000人の減でございます。内訳は、昨年度比で、定期外は1.2%の増、通勤定期は5.5%の減、通学定期は12.3%の減でございます。特に通学定期利用者の減少が大きい状況でございます。

す。現在、三重県の北勢地域の高校生約1万6000人を対象とした、通学方法に関するアンケート調査を実施してございます。この結果を分析し、何とか通学定期に戻っていただけるような対策を検討していきたいと考えております。また、運賃収入につきましては、月3000万円程度確保できており、比較的堅調に推移してございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

報告は以上でございます。

何かご質疑があれば、ご発言ください。

○ 小川政人委員

この鉄道の存続の中で、高校が幾つかあると。その貴重な足になるということで存続したと思うんやけど、実際は、それが使われて、それでも減少しておるということは、もともともう要らないということと違うのか。要るんやったら乗るんやけど、減っておるということは、ええわという話になるので、それをわざわざこちら側から努力して、乗ってもらいようにお願いしにいきますというのは、話が逆と違うかなと思ったんやけど。それはきちっとしておかんと。それとも、通勤、通学に便利でない、あすなろう鉄道に変えてから便利でなくなったのかという話にもなるわけやで、そこはきちっとしておかないとあかんのと違うかな。

○ 川尻都市計画課長

まず、利用者が減っている高校生についてなんですが、非常に短い距離ということで、高校生は自転車に乗りかえた方がたくさんおると思います。ただ、やはりこれは料金が高くなりました。それと、打ち切り運賃ということで、今まで近鉄の名古屋線とか湯の山線と同じ一つの定期で買えたのが、おのおの別々に買わなければいけないということで、定期については、高いところだと1.8倍、安いところでも1.6倍程度の値上がりをしているので、やはり経済的に厳しいおうちの方が自転車等に乗りかえたのだらうということでございます。

ただし、この定期外が伸びておる一つの原因に、雨の日には定期を買っていない高校生の方が電車に乗っていただいて、使っていただいておるんです。そういう意味では、雨の

日もあれば、天気のいい日もあるんですけど、そういう中で、利用者全体として高校生が極端に常に減っているわけではないので、やはり重要な高校生の足であり、また市民生活に必要な交通手段であると我々は認識しておりますので、ただ、せっかく残したのであれば、少しでもたくさん乗っていただきたい、特に減っている高校生に対しては何らかの形を見せていきたいというので、今、アンケートなどをしておるのが現状でございます。

○ 小川政人委員

何らかの形というのは、料金も含めて何らかの形で、定期が1.8倍になったとかいう、その辺の緩和策も考えて、何らかの対策をとろうとしておるのか。国の認可やでな、その辺、そう簡単に変えれやへんのか、その辺も含めて。

○ 川尻都市計画課長

小川委員が言われたように、運賃につきましては、国の認可を受けて決めたものでございます。それをころころ変えられるものではございません。ただ、今、あすなろう鉄道とも協議しておるんですが、よその鉄道会社でもやっておる景品のようなものを出すとか、それからあと、近くの鉄道会社、地方鉄道では、年間定期、あすなろうは6カ月定期までしか出していないんですが、もう少し割引率を高くした年間定期を出すとか、そういうものやっておる鉄道会社がほかにもございますので、そういう他の鉄道会社のやっていることも参考にしながら、適切な運賃で、それから国の補助金をもらいながらやるやつですから、やはり受益者として、乗っていただく方にもある程度値上げというのは受けていただかなあかんと思っておりますので、値下げではなくて、景品程度のものまでだというふうに認識しております。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 中森慎二委員

小川委員のご質疑との関連もあるんですが、通学定期の対象の北勢地区の高校に対して

の例えば入学説明会のときに、川尻課長が行って説明してもらいかどうかは別にしても、そういうチラシだとかパンフレットだとか、あすなろう鉄道の存続の意義というものについて正しく知ってもらわないと、ここの利用者ってふえないと思うんですよね。だからその辺というのはどうやっているんだろう。何かやっているの。

○ 川尻都市計画課長

まず、昨年度は、沿線の高校には入試のときにパンフレットを配ったり、それから入学が決まった方の説明会では、あすなろう鉄道の時刻表とか、乗ってくださいというパンフレットを配ってございます。今年度も同じように北勢の校長会にも出向きまして、そういうあすなろう鉄道のアンケートをお願いすることと利用促進のお願いをしておりますし、同じようにパンフレットは配付してございます。

○ 中森慎二委員

そうなんだけど、利用者が減ってくると存続にもかかわりますよと。変な危機感をあおるつもりはないけれども、そこのところをもうちょっと強くPRせなあかんのじゃない。

○ 川尻都市計画課長

ありがとうございます。おっしゃられるとおり、今までは時刻表であったりとか、乗りましょうというような程度でございますが、今のご意見なども参考に、やはり大事な公共交通機関として、乗ってもらわないとなくなりますということは明確に意思表示をできるような形で考えていきたいと思えます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 三平一良委員

通学定期代は民間やで変えられんと言われたんですが、あすなろう鉄道が値上がり分だけ還付したらどうなの。

○ 川尻都市計画課長

先ほど小川委員にもお答えしたように、値引きという形はとれませんので、景品程度ということで対応は可能かと思っておりますので、そのあたりで少し検討していきたいと思っております。

○ 三平一良委員

お金返すということはできやんわけや。

○ 川尻都市計画課長

済みません、事細かく法律で絶対かというところまで自信ないんですけど、多分、余り望ましくないはずなので。ただ、景品で還付する場合でも景品法というのがあって、ある一定の割合以上を景品にしたらあかんというのがあるので、値段というのは、決まった値段から逸脱するような形というのは基本的にはできないのかなと勝手に思っています。済みません、景品法しか勉強していないので済みません。

○ 村山繁生委員長

景品も決まっているものな、値段は幾らというのがな。追加ありますか。

○ 稲垣都市整備部理事

今、市のほうでお金を出すみたいな話なんですけれども、あすなろう鉄道だけの学生さんに出すというのはなかなか難しいと、そこは思います。もともとあすなろう鉄道自体が、国の認可を受けて適切な料金で自立できるように、そういう中で国の支援も得ていますので、そのスキームを余り大きく壊すということになると難しいということになると考えております。

まず、今、アンケートをやっていますので、その中で料金というのが一番大きいのかとか、そういったところも割とちゃんと聞くような形でアンケートをやっています。そのアンケート結果も踏まえて、どこに定期のやつが減っている原因があるのかといったところを十分分析しながら、それも踏まえてやるようなことをしっかり考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 三平一良委員

四日市南高校で何かシンポジウムをやったときに、やっぱり料金のことを一番主に言っておられたので、還付したらどうかなと思っただけです。

○ 加藤清助委員

後でいいけど、この今やっているという1万6000人対象のアンケート、どんなアンケートをしておるのか、アンケート用紙でもまた配っておいてください。

○ 川尻都市計画課長

資料は後ほど配付させていただきます。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、他に質疑もないようでございますので、本件はこの程度にさせていただきます。

以上を持ちまして、都市整備部の所管事項は全て終了となります。理事者の方、お疲れさまでした。

それでは、ちょっと休憩を挟みたいと思いますので、11時10分再開でお願いします。じゃ11時10分再開ということで、上下水道局の留保部分についてやりますので、お願いします。

10 : 59 休憩

11 : 11 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

そうしたら、ここからは、上下水道局の初日の採決留保分につきまして、四日市市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、追加資料がありますので、また説明を求めます。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

タブレットのほうですけれども、12番の平成29年3月2日追加配付、上下水道局（一般議案）、こちらのほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

都市・環境常任委員会追加資料2でございますが、下に記載しておりますように、1、事業認可等関係書類、2、特定環境保全公共下水道と合併浄化槽のコスト比較、3、桜地区の下水道整備に関する地元との協議経緯の順でご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、資料42分の2をお願いいたします。1事業認可等関係書類でございますが、①といたしまして、平成5年、都市計画決定。この関係書類につきましては、画面表示42分の3から42分の8でございます。②平成5年、下水道法事業認可の関係書類でございますが、こちらの画面表示42分の9から42分の14でございます。③平成5年、都市計画法事業認可。こちらの関係書類につきましては、画面表示42分の15から42分の19でございます。④平成12年、下水道法事業認可。関係書類につきましては、画面表示42分の20から42分の25に添付させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、42分の3をお願いいたします。平成5年、都市計画の変更決定の承認通知でございます。都市計画変更関係の書類につきましては、資料左上の①ー1から①ー6でございます。

申しわけございません、4枚おめくりいただきまして、画面表示42分の7をお願いいたします。今回の変更理由につきまして、上から2行目になりますが、市街化区域の拡大に伴い下水道排水区域を拡大し、また、三重県と四日市市が計画するハイテクプラネット21構想による鈴鹿山麓リサーチパークとその周辺区域を下水道排水区域に編入することにより、公共用水域の水質の保全、浸水の防除、生活環境の改善を図り、もって健全な都市の発展に資するためでございます。

1枚おめくりいただきまして、画面表示42分の8をお願いいたします。公共下水道の計画図でございますが、赤色の点線で囲って赤色で塗ってあるところが、今回の変更で追加

したところでございます。

1枚おめくりいただきまして、42分の9をお願いいたします。こちらにつきましては、平成5年、公共下水道法事業変更の認可通知でございます。公共下水道事業変更関係資料につきましては、資料左上の②—1から②—6でございます。

申しわけございませんが、5枚おめくりいただきまして、42分の14をお願いいたします。こちらにつきましては公共下水道事業変更計画図でございますが、赤色で塗ってあるところが、今回の変更で追加したところでございます。

1枚おめくりいただきまして、42分の15をお願いいたします。こちらにつきましては、平成5年、都市計画法事業変更の認可通知でございます。都市計画法事業変更の関係資料につきましては、資料の左上、③—1から③—5でございます。

済みません、3枚おめくりいただきまして、42分の18をお願いいたします。事業計画の概要ですが、変更計画の概要につきましては、上から6行目ぐらいになりますが、本計画においては、多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域基本構想プロジェクトとして、三重県と四日市市が計画するハイテクプラネット21構想による鈴鹿山麓研究学園都市の開発が進められており、当開発地の下流には本市の主要水源があるため、公共用水域の水質保全とあわせて、周辺地域の生活環境の改善を図るために処理区域の拡大を行うもので、下から3行目でございます①の鈴鹿山麓研究学園都市の開発により、鈴鹿山麓研究学園都市地区及び幹線通過ルートである桜西地区の処理区域の拡大を行うものでございます。②といたしまして、鈴鹿山麓研究学園都市の開発により、桜污水1号幹線の認可申請延長を拡大し、桜西污水幹線を追加するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、42分の19をお願いいたします。変更の計画図でございますが、変更部分は赤色で塗ってあるところ、及び、真ん中の左ぐらいいございますが、緑色の線で引いてあるところが桜西污水幹線でございます。

1枚おめくりいただきまして、42分の20をお願いいたします。こちらにつきましては、平成12年、公共下水道法事業変更の認可通知でございます。この関係書類につきましては、資料左上の④—1から④—6でございます。

申しわけございませんが、5枚おめくりいただきまして、42分の25をお願いいたします。こちらは公共下水道事業変更計画図ですが、赤色で塗ってあるところが、今回の変更で追加したところでございます。

1枚おめくりいただきまして、42分の26をお願いいたします。2の特定環境保全公共下

水道と合併浄化槽のコスト比較についてでございますが、特定環境保全公共下水道の年当たりの費用は882万7000円で、合併浄化槽の年当たりの費用は832万9000円でございます。年当たり費用といたしましては、特定環境保全公共下水道のほうが約50万円高くなっております。費用につきましては、国土交通省、農林水産省、環境省から示された、持続可能な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルに基づいて算出をしております。

画面表示42分の27及び28、こちらのほうに経済比較の算出における参考資料を添付させていただきます。

3枚おめくりいただきまして、42分の29をお願いいたします。3、桜地区の下水道整備に関する地元との協議経緯につきましては、表のとおりでございます。意見書、確認書、意見書に対する回答書につきましては、画面表示42分の31から42分の40に添付させていただいており、関係箇所にアンダーラインを引かせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、42分の30をお願いいたします。鈴鹿山麓リサーチパーク及び周辺地域における特定環境保全公共下水道を実施した経緯についてでございますが、昭和61年3月に、三重県と四日市市により、鈴鹿山麓研究学園都市構想が策定され昭和62年に、当時科学技術庁が進めていた大型放射光施設整備構想の候補地となるべく諸活動を展開しておりましたが、昭和63年12月に兵庫県の播磨公園都市に整備先が決定され誘致することができませんでした。

そこで、昭和63年に制定、公布された多極分散型国土形成促進法に基づき、鈴鹿山麓研究学園都市を、環境保護技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発機能の集積地とすることで、各種施設や会議場などの整備を図っていくこととし、平成3年1月に三重県とともに、三重ハイテクプラネット21構想を策定し、各種事業を推進してまいりました。

その結果、平成4年10月に国際環境技術移転研究センター I C E T T が竣工し、その後、三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター、三重県保健環境研究所、三重県環境学習情報センター、テクノフロンティア四日市の公的機関5施設とともに、民間施設として、タカラバイオ・ドラゴンジェノミクスセンターなどが立地いたしました。

このうち、平成11年に立地いたしました三重県保健環境研究所に関し、構想段階から、P3という結核菌や腸チフス菌など、危険な病原体を扱える防御レベルの高い実験室を整備することが必要とされました。

このような施設を整備することに対して、上下水道の水源地ともなっている周辺の自然環境や、地域住民の生活環境への影響に対する懸念を払拭する目的から、また強い地元要望への対応から、公共下水道整備が不可欠となり、平成5年度より特定環境保全公共下水道として整備に着手し、推進を図ってまいりました。

1枚おめくりいただきまして、画面表示42分の31をお願いいたします。画面表示42分の31から42分の40に、先ほどご説明させていただきました意見書、確認書、意見書に対する回答書を添付させていただいており、関係箇所にアンダーラインを引かせていただいております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○ 倭上下水道局事業管理者

済みません、きのうの審議を受けて改めてこのような形で資料のほうを調整させていただきました。今、ご説明させていただきましたように、42分の30ですね、これまでの経緯というところがございます。それで、特に三重県保健環境研究所、P3というところで結核菌や腸チフス菌、こういった病原菌を扱うという、ここら辺を誘致するに当たりまして、今回ご審議いただいております特定環境保全公共下水道と、こういった形で、経緯も踏まえて、ごらんいただきますような形で、地元と同意をする中でこれまで進めてきたといういきさつがございます。

局といたしましては、経費的などころも資料として調整をさせていただきましたけれども、桜の南谷、南山については、地元とのこれまでのお約束という点も考えさせていただいて、特定環境保全公共下水道はこの形で今後整備を進めさせていただきたいと思いますので、ご審議のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。説明と事業管理者からの申し出は、以上でございます。それでは、ご質疑のある方はご発言ください。

○ 中森慎二委員

ちょっと説明が不足しているんじゃないかと思うんだけど、この間の議論の中で、じゃ

地元との約束で具体的に水路をつけてもらったとか、どこに何を過去にされてきたのかというのはどこを見たらいいんですか。地元からの要望は何があって、そのためにこの部分が、公共下水道の整備エリアに南側を含めてやっていくということになるキックは、どこを見たらいいんですか。

それと、合併浄化槽との経済比較みたいなものがあるけど、この資料は何、後からつくったものなの。このときの都市計画決定をしていく中の資料として入っていたということなの。42分の26の資料は、どういう位置づけのものなんですか。

特に地元の話については、P 3を誘致するために地元へ協力をいただく中での地元対策工事ですよ。だからそれがもともと地元との協定なり約束事の中で定められていて、どうしてもこれは公共下水道として南側の部分も将来的にやらなくてはならないと。こういう約束はどこに明記をされていて、それが今までこういう留保をされてきた経過は何かというところはどこを見たらいいのかというのを説明してほしいんです。それと、合併した浄化槽との経済比較の資料の位置づけはどのようなものかというのを。

○ 松久経営企画課課長補佐

経営企画課長補佐の松久といいます。よろしくお願ひいたします。

まず、コスト比較の件ですけれども、これは今回、委員会のために作成したものです。それと、ご質問になりました今回の新しく来年度から着手する予定の南谷の南側に関してですが、まず資料の42分の32の最下段のところにあります、その上流の桜西区域については、ここの部分が今回の対象の区域を指しております。それに対しまして、桜汚水1号幹線に接続することで予定していますという回答をまず行っております。

その隣の33ページに参りますと、また、甲は、桜地区の公共下水道の整備について、年次計画に基づいて誠実に実施するという事柄も、これを前の回答を受けての、また要望を確認するという事で、市長と連合自治会長等の印鑑を押したものとなっております。

また、次の34ページです。先ほどの1の内容を具体的に書いたものが34ページの、これはまた一番下のところに書いております。32ページと同じ文章になりますが、その最下段、下2行、桜西地区と書いています。ここの部分が対象の地区のことを指しております。

35ページが、もう一度地元のほうから確認するという事で意見書を出していただいて、次の36ページ、2の中で、具体的には桜町西というところがありまして、この一番下に、今回の南山、南谷地区も施工されたいというふうに、今回の対象地区が示されております。

それについての回答が37ページにございまして、37ページの下線が引いてあります記の
ところの第2項、ここが先ほどの36ページの2のところ該当します。それが、ご要望に
のっとり十分な対処を図りたいということで回答をしております。

38ページは、今までのほかのことを条件にしましてということで、上から4行目、今後
当方に対する前記の約束事を誠意を持って履行することを前提にということで同意をいた
だいております。

39ページが、またもう一度確認という意味でしょうが、地元の地区さんから要望をいた
だいております、40ページのところで、また同じように要望をいただきまして、下線
中の4行目、矢合川南側においては具体的には何もお知らせいただいていない状況でござ
いますというので、このところで2号幹線を接続して特定環境で拡大し早期に着工する
こと、北側と差なく供用することを要望しますということをおっしゃっております。

41ページのところでも同じように、下線の2行目にあります、矢合川を挟んだ南北両地
区を平等に扱うためにということで、ここも早期に着工をということで要望をいただい
ております。

それに対して42ページ、1、桜西地区（南山、南谷）、今回の地区ですね、この地区
について整備を今後行っていくということで回答をしておるとい状況になっております。
以上です。

○ 中森慎二委員

そうすると、地元からも早くやってほしいという要望書が再三来ている中で、平成10年
2月、井上市長が桜地区の連合自治会長に宛てた回答書が最後の資料ですが、今回、南側
を整備しますというのは、文書で何か回答されているんですか。

○ 藤田上下水道局管理部長

管理部長、藤田でございます。

平成10年2月のこの回答文書以降、地元と文書を交わした記録は残ってございません。

○ 中森慎二委員

これだけ言われていて、せつかく整備できるようになったのに返事していないんですか。
口頭で言っておるだけなの、そうすると。地元は知らないのか、じゃ整備されることを。

例えば今年度から整備に入ります、供用についてはこれぐらいを目途で考えていますということすらも、何も回答していないの。

○ 藤田上下水道局管理部長

この後の文書のやりとりはございませんが、平成23年度に桜地区の市民センターにおいて、市長がセンターに参って、特定環境保全公共下水道の整備について、計画どおりには行っていないけれども、予定どおり整備は進めていくという旨の回答をしておるところでございます。

○ 中森慎二委員

そのとき、年次もはっきり言っていないんですか。口頭でおくれているけれどもやりますと言っただけで済んでいて、今回の話のキックについても全然地元話ししていないの。こんな重要なことを。

○ 川島下水建設課長

文書等のやりとりはしておりませんが、来年度の予算にも上程させてもらっておりますように、工事の着手に当たって、地元関係自治会さん等には、来年度から工事に入っていきたいというようなお話をさせてもらっております。設計の段階も含めて、そういう調整というのは、関係自治会にはお話をさせていただいておるところでございます。

○ 中森慎二委員

わかりました。もう一度、42分の26のコスト比較の資料を説明してくれませんか。

○ 松久経営企画課課長補佐

26ページの説明をいたします。まず、一番上の特定環境保全公共下水道の汚水処理場のところですが、これは当然、今までつなげる予定でなかった特定環境の区域を、新たに日永処理の浄化センターに流すこととなりますので、それに伴い処理能力の増加が必要になってきます。その差分を上げております。それを耐用年数33年で割ったものを年当たりとしております。

管渠は、前回の委員会の説明資料にあります敷設管渠、マンホールポンプを含んだ管渠

費です。これは標準耐用年数、管渠が72年、マンホールポンプは機械が25年となっておりますので、それぞれの年数で割ったものを年当たりとしております。それで建設関係の年当たりの費用を合計したものが、673万1000円となります。

それに対して、汚水が流れてきますのでその処理費用に關しまして、処理場に入ってくるものが27万9000円、それと管渠のメンテナンス、マンホールポンプの電気代等のメンテナンスがそれぞれございまして、その毎年の維持管理にかかる費用が209万6000円となっております。それを合計しまして、特定環境保全のほうでは882万7000円の年当たりの費用という算出になっております。

合併浄化槽に関しては、7人槽の1基当たり104万3000円を76世帯全部に設置したときに、7926万8000円となります。それを標準耐用年数32年で割ったものが、年当たり247万7000円。それと毎年の処理にかかる費用は、1基当たり7万7000円を76基で585万2000円となります。これを足したものが832万9000円となっております。

以上です。

○ 中森慎二委員

このコスト比較については、当初には行われていなくて、今やってもらったという話なんです。合併浄化槽の7万7000円、1基当たりの金額がちょっとよくわからんところもあります。これはこれでわかりました。ただ、当初については、こういう比較検討はせずに、とにかく公共下水道で整備をします。そういうことでの地元説明含めて了解を得ているので、今変えることはできないと。そういうことなんです。はっきり答えてほしいんですけど。

○ 村山繁生委員長

もうはっきり言っておいてください。

○ 倭上下水道局事業管理者

地元桜地区と、このP3の施設を誘致するのにこういう形でお約束をしておるといところで、このままお願いしたいと思っております。

以上です。

○ 中森慎二委員

わかりました。

当時の状況を今の物差しではかっても、なかなかそれは難しいところはあると思うので理解はしますが、年数がたったものであっても、その整備手法については、いろいろ検討する中で地元の要望に応じていくということも考えていただきたいと思うので。そうだったからそれでいいんだというだけではなくて、そういうことについてもやっぱり、今後いろんな問題とか課題があろうかと思うんですけれども、取り組むものがあると思うんですが、そういうときに、過去約束してあるからもうそのままということではなくて、そういう提案も含めて、地元の了解をいただければそれでもいい話かもわからないので、そういう考え方で進めていただくことだけお願いしておきます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もございませんので、それでは、ただいまの件について、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もありませんので、採決に入ります。

議案第85号四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件を可決することに決しました。

[以上の経過により、議案第85号 四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、これで上下水道局の審査も全部終了となります。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは、理事者入れかえで、ちょっとまだ時間がありますので、先にその他の所管事務調査の人権のことをやってもらいますので、委員の方はそのままおってください。

それでは、どうもお疲れさまでございます。平成28年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成28年度第1回四日市市同和行政推進審議会についての所管事務調査でございます。説明を求めます。

○ 須藤人権・同和政策課長

総務部人権・同和政策課、須藤でございます。よろしく申し上げます。

私のほうからは、所管事務調査につきましてご説明をさせていただきます。資料は、PDFのほうで今ごらんいただいておりますでしょうか。

当課が所管いたします人権施策推進懇話会においては、第1回を平成28年8月17日に、第2回を平成29年2月7日に開催いたしました。

まず、第1回人権施策推進懇話会についての鑑のほうをスクロールさせていただきますと、1ページ目に、委員の皆様からいただいた主な意見などを記載しました開催概要がございます。次の2ページから28ページまでが第1回で使用いたしました資料を整えてございます。

人権施策推進懇話会では、総事業数175事業に関しまして、その進捗状況を確認していただきながら、外部評価報告書の案をまとめていただいたところでございます。なお、所管部分に限ってのご報告という形になるんですけれども、本都市・環境常任委員会の事業につきましては、九つの事業が該当してございます。

次に、第2回人権施策推進懇話会についての鑑をスクロールいただきますと、第1回と同様に、29ページに開催概要、また30ページから36ページに当日使用しました資料を整え

てございます。

○ 村山繁生委員長

29ページというと、タブレットのページ表示ではどのようになるの。

○ 須藤人権・同和政策課長

申しわけございません、65分の32になるかと思います。

○ 村山繁生委員長

65分の32ですね。

○ 須藤人権・同和政策課長

はい、そうでございます。

第2回では、第1回にいただきましたご意見をまとめた外部評価報告書の案に関しましてご議論いただいたところでございます。

なお、その後に四日市市同和行政推進審議会の資料が整えてあるんですが、今回、この第1回の同和行政推進審議会においては、本都市・環境常任委員会の所管に係る部分がございますでしたが、資料提供という形で一緒に添付させていただいておるところでございます。

説明は以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

説明は以上でございますが、何か皆さんのほうからご質疑があれば。

○ 加藤清助委員

所管にかかわる事業が9事業という数字はあったけど、例えば所管にかかわる外部評価か何かの事業名からいくと、どんなのが所管にかかわる、その人権施策との関係でかわりがあるのかというのと、あと、何か議事の報告の中で、修正があって、その修正をしたやつをどうのこうのという記録があったけど、修正したのもここのどこかに載っておるん

かな。その2点だけ。表がいっぱいあるもので、百何十まであるで、9事業って何やと。

○ 須藤人権・同和政策課長

人権・同和政策課の須藤でございます。

申しわけございません。九つの事業という形で、番号が一番左に入っておると思うんですが、例えば109番、環境学習等推進事業というのがあろうかと思えます。

○ 村山繁生委員長

ごめんなさい、65分の何ページですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

申しわけございません。65分の21になろうかと思えます。

○ 村山繁生委員長

一番上ね。

○ 須藤人権・同和政策課長

はい。もう一つですね……。

○ 加藤清助委員

所管のところだけ抽出しておいてくれればね、別に。

○ 須藤人権・同和政策課長

申しわけありません。以前は網かけをしたりとか、そういうこともあったんですけども、それぞれの常任委員会で別々に事業別にすると逆にわかりづらかったということで、以前一度ご意見をいただいていたものですから、申しわけございません。

65分の26になると思います。133、まちづくり専門家派遣という事業でございます。

あと、修正というところで、今お話がありましてですね……。

○ 村山繁生委員長

記録があったよね。

○ 須藤人権・同和政策課長

はい。こちらのほうですけれども、これは添付させていただいている資料は、あくまで当日ご議論いただくために使用した資料でございますので、その添付させていただいている資料については、その当日の資料をそのまま添付させていただいております。

それで、例えばいただいたご意見の中でいきますと、第2回の開催概要の委員の主な意見というところの midpoint の三つ目をごらんいただきますと、今年度人権に……。

(発言する者あり)

○ 須藤人権・同和政策課長

申しわけございません。65分の33、委員の主な意見というところで、三つ目の midpoint です。今年度人権に関する重要な法律である障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行されたことについて、外部評価報告書においては前文で言及すべきであるとのご意見をいただいたと。ここら辺を、資料でいきますと65分の36、はじめに、というところがあると思うんですが、こちらの中の、段落でいきますと3段落目の、以降の文中、文末あたりに入れてはどうかという形で、これはまだ案になっていますので、実際また成案になるときは、ここにその文言を入れさせていただくというようなところでございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

だから成案は、いつ、どこで、どうやって確認されていくの。そういう意見があって、何やら部落解消何とか、三つの法律ができたもので、この前文、はじめに、のところに入れたらという意見を受けて修正することが確認されたわけやわね。それは成案は、いつ、どうやって確認されていくの。

○ 須藤人権・同和政策課長

第2回の人権施策推進懇話会の中で、各委員の皆様にお諮りをさせていただいております

す。内容につきましては、いただいた意見を修正させていただいたものを、会長、副会長のお二人にご確認をいただいて成案とさせていただきたいということで、一任をいただいております。ただ、まだ会長、副会長のほうにはご確認をいただけていないので、現時点ではまだ成案がございません。

○ 加藤清助委員

いつごろかということもまだ。

○ 須藤人権・同和政策課長

当然3月中、今年度中にいたします。

○ 加藤清助委員

わかりました。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他にご質疑もないようでございますので、本件はこの程度にとどめたいと思います。お疲れさまでした。

それでは、少し早いですけれども、休憩に入りたいと思います。午後から小川委員の提案があった所管事務調査を60分程度の時間で実施させていただきますので、よろしく願いいたします。

じゃ、午後1時再開でお願いします。

11：49 休憩

12：59 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

まず冒頭ですけれども、諸岡委員からの資料請求だったと思いますが、環境部の公害の補償についての資料と、それから都市整備部のあすなろう鉄道のアンケート用紙を配付させてもらってありますので、またご確認ください。

それでは、ただいまからは、議会中の所管事務調査ということで、小川委員のほうから提案を受けました。まず小川委員のほうから、資料も含めて、提案理由も含めて、この委員会では何をどうするかということについてお話をいただきたいと思いますが。

○ 小川政人委員

提案させていただき、貴重な時間をいただいたと思っています。まず、お礼を申し上げます。

まず、十四川の件について、いろんな話があって、最近は四日市港管理組合のほうからも、今のポンプだけでもあふれやんという話があって、今のポンプの能力を直す必要もないのかなという部分の話も来たりしています。いろんなことではっきりしておかんと、現状のポンプだけでいいのかということと、それから樋門を開いていてもあふれないというのは、私はいろんな議員の人たちからも、そのことについては理解できますというような話もいただいておりますから、それについてきちっと川の状況を確認して、それから四日市港管理組合に対して、きちっと言うべきことは言ってもらわんと、川自体の機能がなくなる可能性がある。

現状の河川計画でいくと、十四川の調整池というものをつくったときの議論でいけば、当然、ネック箇所というところが十四川にはあって、そこであふれなかったらその先ではあふれることはないというのが、四日市の河川の基本計画やと思っています。

それは裁判所の判断とは少し違うところがあるけれども、裁判所の言うことは聞かなあかんと言う人もおるけれども、実はそのところは直されていない、既判力は関係ないという部分でいって直されてもいないし、そういう面でいって、きちっとやっていかなあかんかなと思っていますので、資料は事務局が用意してもらったように……。

○ 村山繁生委員長

タブレットにも配信されてあります。

○ 小川政人委員

タブレットのどこかは、僕、ようわからんで。

○ 村山繁生委員長

05の都市・環境常任委員会のフォルダーの中の、3月2日追加配付、上下水道局・都市整備部（所管事務調査）というものです。

○ 小川政人委員

それでは資料にある、川の流量の能力って、これ、見てもらっておるかな。

○ 村山繁生委員長

はい、見ています。

○ 小川政人委員

2分の1というところでいくと、川の流量能力というのをイメージ的に、これは私が自分でつくったものです。その後、自分でつくって、つくった当時の治水対策監の館さんに見せて、間違いがあったらあかんで、間違えたところは直しておいてほしいということで直してもらって、若林さんの前の河川排水課長やったと思うけど、その人に直してもらって、確認しましたということで出してもらったんやけど、最終的に書類は、樋門の流下能力についてはまだ確認できていませんという話やったけど、これはその下田さんから僕が聞いた数字を入れておると思っています。

こういうように、北星高校からJRまでの間は、今のJRから海までの間よりも約半分、2分の1の流下能力しか、水害が起こった当時はそういう能力しかなかった。計画高でいくと、ネック箇所は9.8tしかなかったかなということと、JRから東はもう改修して19t通るようになっていくという、こういう能力の差があって、何ていうかな、交通網でいくと、例えば4車線から2車線に変わると、2車線の手前で急に渋滞が起こる、それだけ流れやん。で、また2車線から4車線になるとスムーズに車の流れが行くというように、水の流れも交通網と同じやと、自然の流れは同じということで、当然細いところで詰まっ

てしまって、詰まった水は上流であふれる、下流では細いところで流れた水しか流れていないもので、その部分についてはスムーズに海まで流れていく。これはいろんなヒアリングでも、河川排水課の人たちの答えとして、ヒアリングした結果も、ずっとそういうような結果をもらっておると思っています。

何が言いたいのかというと、ずっとこのことを隠していたんやな。一番初めに下水道部が話をしたのは、ネック箇所があるということを説明していない。それから、ポンプだけしか水を流す手段がないみたいなことで、倉田意見書というのがそれで作られておって、あの日の水害は自然災害ですよ、能力いっぱいですよという話になっていた。

それからもう一つ、次のページへ行くと、これは水害が起こったときの、これも市がつくった資料なんだけれども、この資料も大きく間違えているところが、同じような発想で、実は十四川に、北消防署で降った雨が当然だということで雨を降らせて、途中のネック箇所のことは全然考慮に入れずに、ポンプ場までその水が流れてきてポンプ場であふれますよというのが、この2分の2の左側の図面がそういう図面です。これは樋門を閉めておって、左側の図面がそういう図面で、右側の図面は、水門を開いていたら、じゃ120mmの富田で降った雨を流して、ネック箇所でもあふれさせずに全部通して、水門があいておる場合はどうなったかということ、ほとんど十四川があふれて、あふれたことによる水害は起こっていないということなんですよね。だから水門さえあけておったら、ほとんど十四川があふれた浸水被害はないんやと。

これでも僕は、課長補佐には、まだこれ、水多いんやぞと。大矢知からも流れておる部分があると、大矢知はもっと降っていないやろうでという。これは大矢知が降っていないということについての私の意見じゃなくて、都市整備部が平成15年12月に議会で答弁した、北消防署に降ったような雨は、大矢知では、十四川流域では降っていないということの説明から引用しておるわけで、そういう部分でいくと、やっぱり十四川のことをきちっと正確に、もう過去のことやと言うことなく、きちっとやっていかんとあかんと思う。

この辺の説明で、もし、いや、違うやないかというのがあったら、また指摘してもらったらそれはそれに反論しますので、とりあえずはもし委員の皆さんからも意見ありましたら、私に質問してもらったらいかなと。

○ 村山繁生委員長

提案者からの説明はしていただきましたけれども、何か皆さん方のほうで、提案者に対

してご意見とかご質疑があればお受けいたします。

これ、一番のポイントは、とにかく樋門があいていたか、あいていなかったかということでしょう。

○ 小川政人委員

樋門があいておったらあふれなかったというのは、これはもう間違いのないと思っています。委員長も前に、私もそう思いますと言ってきておるけれども、これは多数決で決めるものではないで、河川工学に基づいてきちっと話をしていかなとあかんで、そういうことでいくと、間違いなく四日市の河川計画はそういうふうに行われておるということです。

○ 諸岡 覚委員

裁判ではああいう結果になっているじゃないですか。正解は私は何とも言えないけれども、例えば小川委員のこれまでずっと言っていることが、例えば役所側が、そうですね、確かにそのとおりですと認めたとしましょうよ。例えばね。認めたときに、じゃ今度は逆に、ほかの市民の人が、ちょっと待てやと。裁判所がああやって言うておるのに、役所は何で裁判所と反対のことを言うねんと、今度は役所を訴えにかかってくるということもあり得るのかなと思うんですけれども、そうなった場合、どうなるんですかね。法的な位置づけ。

○ 小川政人委員

法的には、前に本会議で話をさせてもらったように、私がやった裁判というのは、生活環境公社に四日市市が払った消毒費用、それから復旧費用、ごみ処理費用を請求した。裁判所は、それを棄却した。請求は当たりませんよという棄却をした中で、裁判所の法的効力を持つのは、私の請求した費用の部分だけが裁判所の判決の効力、既判力ということを持つということで、これは倭上下水道事業管理者も議会答弁で認めておることであって、裁判所の判断について、それ以上の部分については効力がないということは顧問弁護士からも、それからヒアリングにおいて、うちの総務部門の人たちとも確認をしておるものですから、それについては効力が及ばないから、別に裁判所が言ったからといって、それを全部聞かなあかんということじゃなくて、真実か真実でないか、正しいか正しくないか、もちろん正しくないのにそんなことをしたらあかんけれども、それなりの根拠があつてきち

っとやればいいと思っておるのと、これは蛇足かも知れないけれども、つけ加えて言うと、これは私は自分でシミュレーションして裁判をしたと思っておるもので、本来やりたいのは市民のことなんやけど、一応、このあふれない、あふれるの判断が正しいのかなという中のシミュレーションの一つとして、最終結果としては、私は生活環境公社の責任じゃないと思っておるもので、市の責任やと私は思っている。

それはなぜかという、当時は災害対策本部……。

○ 村山繁生委員長

ちょっとよろしい。諸岡委員の質問は、もう単純だね。

○ 諸岡 覚委員

今の私の質問は、理事者サイドからするとどうなるんですか。

○ 倭上下水道局事業管理者

今、既判力というお話がありました。まず、確かに小川委員が訴えられたのは、根拠法令は民法の第715条ですよ。不法行為責任というところで、公社の賠償責任を問われたという形だと思います。四日市市が被害者だと。公社がそこら辺の賠償責任を求められたというところになります。もし仮に市民の方が訴えたとすれば、通常ですと、国家賠償法に基づく賠償責任をされるというところなんです。これについては、国家賠償法で、被害者は当然市民の方が被害者で、賠償責任を求められるのは四日市港であったり、管理組合であったりと、そういう形になってくると思います。だから根拠法令が違います。

既判力というお話が出ましたけれども、当然初めの、判決は初めてと違います、民法第715条の小川委員の原告の裁判についての判決というものは、同一当事者が同一事項の訴訟においては、この判決に反対する主張をなし得ずということになっていますので、国家賠償法の訴訟には及ばんということ、それは可能だとは思いますが。ただ、争点は同じところになりますけれどもね。争う点は一緒です。

○ 諸岡 覚委員

ごめんなさい、私も長いこと小川委員の話をこれまで聞かせてもらっておって、根本的なところがわかっていなかったことに気がついたんやけど、小川さんがまず裁判で訴えた

のは、四日市市が被害者で生活環境公社が加害者という視点で裁判をかけて、裁判所は、言っておることもわかるけれども、それでもそうじゃないよという判断を下したわけですよ。その上で、今、小川委員が言っておることを、今、市役所側がそうですねと仮にもし認めたとしても、別にそれは公社が認めたわけじゃないんだから、だから何やという話じゃないですか。市役所は被害者やという話を小川委員はしているわけですよ。その被害者である市がそうですねと言ったからといって、別に生活環境公社が認めたわけじゃないんだから、正直、だからどうしたんやという話になりかねないような気がするんやけど、その辺は小川委員、どうなんですか。

○ 小川政人委員

だから、今、そこまで言ったんやけど、別の問題として、今度は市は加害者やろと僕は言っておるわけ。市民に対してね。で、もう生活環境公社は関係ないなと思っておるんですけど、その時点で、生活環境公社が水門を閉めなかったのは責任かというのと、いや、市に閉める責任があった、公社に対して閉めさせる責任があったと思っっているんで、これは当時危機管理室にいた山本さんとも当時のウェザーニュースのことでいろいろ話をしたけれども、ウェザーニュースは、あの当時、最大30mmの雨という予測だった。その30mmという予測を市が信頼をして、生活環境公社施設課の課長が、いや、大したことはないから、そんなに警戒態勢をとらんでもいいよと言ったというのは、裁判が終わった後からそんな話を聞いたもので。今の課長と違うで、当時の課長やで。だからそういう警戒を緩めたという話は聞いておるもので、まずその時点で、間違えたのは、ウェザーニュースを丸っきり信用してやったということの中身やね。

だから僕は、災害対策本部を立ち上げて河川のことがよくわかっている四日市市が、水門を閉めっ放しにさせておいたということが、一番悪いことかなと思っています。あけさせるべき。現実には、ほとんどのときは、あれは日常から閉めておったんやけど、今はもうずっとあけっ放しておる。スルースゲートというものはね。だから、それを見ても、ゲートの開閉のミスだと私は思っっておる。違うと言うんやったら、また言っつて。そんなことです。

○ 村山繁生委員長

何か答弁ありますか。

○ 中村上下水道局技術部長

ちょっとお話が戻りまして、小川委員さんが北消防署の雨を採用したもろもろのお話に戻りますけれども、私どもが信頼というか、委ねているというのは、どうしても裁判の判決文にもなってくるし、それに対しての乙16号証、乙17号証の部分は、やはり根拠があつてつくっているものやと我々は考えています。

そういった中で、皆さんには書類がないんですけれども、乙17号証の中で、17時ごろ、16時50分と書いてございますけれども、このところの浸水しておる縦断的な図面がございます。その一番下流のところは当時の潮位の高さ、2.4mから上がってきておるわけなんですけれども、それが下流の海の潮位ですもので、そこへ上流からどンドンどンドン水がやってくるもので、水位が上がっていつておるといふ形の中で、この浸水しておる部分が、豊栄樋門の付近であつたり、JRと国道1号の間であつたりといふところから、ここから浸水が始まるということでございますけれども。

○ 小川政人委員

ちょっとそこでとめて。長いと、俺が間違ふとあかんで。

○ 中村上下水道局技術部長

そうですか、はい。

○ 小川政人委員

この資料は何回も議論したけれども、2.9mは潮位じゃないんや。潮位じゃないの。2.4mが潮位な。これ、今、あなたは2.9mと言つたけど、潮位は2.4mで、こちら側の水門のところの内水は2.9mという話なんやけど、それは確かに北消防署の資料をもつて我々は根拠があるからつくつたと言ふんだけれども、もう一つ、四日市港管理組合が、あの水門の能力を検査する四日市豊栄樋門排水機場排水計画検討業務の中には、四日市の観測所、両方とも意見言わなあかんのやけど、四日市の観測所を当ててやつておる。だから四日市港管理組合自体でも、当時の水害に対する態度が違ふんやわな。どっちが、僕は両方とも間違えておると思つておるけれども、それも議論をしたんやけど、保々分遺所と北消防署とは物すごく午後の雨量が違ふんやわな。

そうすると、何が言いたいかという、一つだけの測候所の資料でとるとあかんのと、中村さんが今言った一番ごまかしておる点は、北消防署の雨量を使ってやると、ハイドログラフをつくって水量をやると、大きいときは18 t ぐらいが、今言う乙16号証では18 t ぐらいのハイドログラフを使って、それを大矢知のスーパーサンシからちょっと来たところの多度街道とまじわっておる齋宮橋でその水量を放流するんやけど、その水は途中でこぼれてしまうんやわ、残念ながら。そこでやって。

○ 中村上下水道局技術部長

ちょっと途中でとまってしまいましたものであれなんですけれども、この縦断的なこういう水位、これはポンプ場に流れてくる水のところでございまして、上流でこうやってあふれておる部分があるというのはどこから来ておるかといいますと、これも皆さんにはないので申しわけないんですけれども、乙16号証の中で、実際に十四川の一番下流の豊栄ポンプ場がございます。そこのポンプ場の水位を毎時間ずっとチェックしておって、それがグラフになっております。それが現状の、あるいは実際の水位の動きです。それと、実際に計算したときの解析モデルを当てたときに、果たしてきちっと正しいか、実際の水位と、それとこういう解析のモデルで出てきたところの、十四川の最初のところの水位が正しいかということを確認しております。その検証というのをまずやらなあかんということで、検証しております。

その検証をして非常に近いということで行くと、川に流れてきておる水は、その形の中で流れてきておるといって行くと、降らせておるものところで使った北消防署の雨量のデータを使って雨を降らせた、それで河川へ流れてきておる。そういう形で、逆の言い方になってきますけれども、実際に豊栄樋門のところでの水位と解析モデルでやったところが合致してきておるところが非常に多うございますもので、それで逆に言えば、大矢知からの降らせた雨は北消防署のデータを使っておるといって行っても、整合性はとれると考えております。

○ 小川政人委員

それが一番の大きな裁判所が間違えた現象やと。これは私がこの間のヒアリングでもはっきり言っておるのは、実はこの日の雨は、保々の測候所と大矢知の測候所では、午前中はほぼ同じなんです。ということは、大矢知でも大体同じなんやという推測ができる。

で、午後の雨は、大矢知と保々は全然違う、測候所の記録は。だからそういうことでいくと、保々が正しいともよう言わんし、富田の測候所が正しいとも言わんけれども、それだけ大きく違いがあるということと、中村さんがまず間違えたのは、十四川は、ハイドログラフを見てもわかるんやけど、午後の雨でいくと、その水を流したら堤防から越えてこぼれてしまう。午前中の雨は、まだ堤防からこぼれて越えないから、その雨を使ったのと現実とはニアリーになるということね。だからそこは一番勘違いしやすい。

僕もこれ、初めはわからんだんやけど、だからその辺でいくと、午前中の雨量については、保々、大矢知、富田というのはほとんど変わらんから、同じような雨を流しても、そのまま同じような雨になるんやろうけれども、午後においては大きく違い過ぎるということと、もう一つ、中村さん、忘れたらあかんのは、十四川の雨は、これも平成15年12月の答弁でいくと、富田ほど降っていない。四日市高校付近で水がこぼれていない。

要するに、何か言いたかったら後で言えばいいけれども、四日市高校付近で漏れていないというのが平成15年12月の答弁なの。漏れていないということは、当時の河川計画でいくと、あそこがハイウオーターで、計画高で9.8 t な。で、60cmの余裕高はあるんやろうけれども、それがどれだけかはようわからんけれども、その程度のあれなんや。

だから、十四川でこぼれていない程度の雨を流さないかんわけやけれども、それは流量計算をすると、前にも何回も言ったと思うけど、15.1 t か 2 t とか、そんな話やな。当時都市整備部の篠原さんに私がつくってもらったこの資料でいくと、十四川測量調査業務、四日市市大矢知地域内という十四、五年につくった資料を持っておるけれども、それで満潮のときに、その調査をして、大矢知の樋門のところの暗渠をY P 2.36、平均朔望満潮位で出発して、流量で計算すると、やはり北星高校付近であふれる。そこであふれた水は流れてこうへんから、北星高校付近で流れた水で、樋門があいておればあふれないというのが測量結果や。

それを応用したのが、もっと前につくった十四川の調整池の計画では、そのネック箇所から30cm下をハイウオーターにして水を流すと、七十二、三mmの雨で、調整池で7 t ずつためていって、測量、堤防より30cm下になると。30cm下では危ないから、30cmかさ上げして60cmの余裕高をつくってやろうとしたのが、今の四日市の調整池計画なのな。

だからそういう部分で、中村さん、ええふうに言うけれども、端的にこの計算方式な、乙16号証の6ページの計算方式でいくと、十四川に滞留している水量の時間変化となっているやん。それはイコール、十四川平地部に流入する水量マイナス豊栄ポンプ場からの放

流量量となっているけれども、これは堤防から漏れないときは、この数式で合うんやわ。
で、堤防から漏れたら、漏れた分は除外をせなあかん。

そうすると、結局何かというと、堤防で漏れなかった水の量引く豊栄ポンプ場からの放流量量ということになると、マイナスになって滞留しないという計算になるわけやけど、だからここは、川島さんだったよな、僕と後藤部長と議長室でこれをつくった会社の、川島さんもおったよな。おらなんだっけ。

○ 川島下水建設課長

僕はいなかったです。

○ 小川政人委員

いなかったんやったっけ。あのときは誰がおったんやったっけ。

○ 川島下水建設課長

僕の前ぐらいです。

○ 小川政人委員

前ぐらいか。ここではっきりと、こんなの途中でこぼしていないからあかんやないかという話は我々はしたんやけど、それは調査結果として回答がないんやわ。今すぐ即答できませんからという回答がなくなってから、私とこの会社と会わせるのを上下水道局は断ったわけ。小川さんと勝手に話をするなと断ったんやけど。

それからもう一つつけ加えて言うね。2.92mになると言うんやけど、これはポンプを動かしていない状態で2.92mなんやわな。乙16号証、乙17号証というのは。乙17号証は、樋門を開いておったときだけの、ポンプを動かしていないときだけの結果なんや。これにポンプをちょっと動かしただけでも、だから余分なことやけど、水門を開いておっただけであふれやへんやけど、ポンプを動かしたらもっと下がるという結果が出るもので、だからそれも間違いない。

それで、2.92mやったらポンプはとまらへんもので、波が立つでとまるというけど、ポンプ場の機器は皆、ポンプ場の部屋の中にあって、部屋の床高は2 m八十二、三やで、そんな1 cmか2 cmのところまで波が10cmも立つわけがないのやで、そういう部分にもいかん。

○ 中村上下水道局技術部長

まず午後に降った雨のお話になってきますけれども、実際に乙17号証の中では、樋門を開いておったときの動きというのも捉えておりますもので、グラフの中でも赤いグラフがあったと思いますけれども、そこで実際の使っていたところから、ポンプをかけたりしておるところの部分も少し出ておったり、もしくは、そうやって開いておったら出て流れていくという形は解析の中でも出てきておりますもので、午前と午後、こんなに違うんやというお話ですけれども、十四川の最下流で出てきておる部分については、ある程度その辺で網羅できておるとは考えているんですけれども。

○ 小川政人委員

違う。だから午後に、30ページを見たら、斎宮橋でどれだけ水を流すかというのが出ていますやんか。そうすると、18 tとか14 tとかありますやんか。これは、斎宮橋はまだ天井川になっていないで、もうちょっと下流まで水は張ってくるということでいくとな、14 tとか15 tとかいう水は、途中であふれてしまって流れてこんわけやな。調整池をつけるときも、そういうように、7 t来ても1. どれだけしか出やんようにして水をためていくわけやから。そこで違うのが、これをつくるときに、最大ネック箇所ですべてどれだけ水を流す量があって、そこで水を流したら上は大丈夫か、樋門があいておったら大丈夫であるかないかを計算するはずや。

それから、このハイドログラフをつくっておるけど、1番の図のところをつくっておる結果を見ても、この赤いグラフとか何とか言うけれども、これは俺がここの作成者に聞いたときは、ポンプを動かしていない状態と聞いていますから、そこは違うんと違う。確認してくれたらいいわ、下水建設課な。

○ 中村上下水道局技術部長

乙16号証の中にある8ページの今のお話のところになると、これ、そのままずっとポンプ場の水位が上がっていくのと、解析の水位が上がっていくのと一緒ですよ。

○ 小川政人委員

だから。

○ 中村上下水道局技術部長

それで、あと……。

○ 村山繁生委員長

ちょっと待ってね。乙16号証の8ページといっても、こちらはその資料がないので。

○ 小川政人委員

6ページと違うの。8ページか。

○ 村山繁生委員長

何ページかわからんけど、小川委員、これは一つの提案ですけど、今、小川委員がおっしゃってみえるのは、一般質問でずっとこれをやってこられているんですね。それでも何も、水かけ論みたいなものになって結論が出なかったわけですけど、せっかくこうやって委員会でやるということは、委員会で委員の皆さんに何を一番訴えて、それをどういうふうに変えていくとか、ほかのポンプ場はどうなんやとか、何か建設的な、こういうふうに変えていくとか、何か委員会ならではのことで、もうそのやりとりはここで言ってもらっても、私らは専門的なことはわからへんし、ただもう一番わかりやすいのは、樋門があいとおったか、ポンプが動いたか、そういうことしか僕らはわからへんもので、だから委員会としてはどういうことを一番共有したいのかということだけお願いしたいと思います。

○ 小川政人委員

一番共有したいのは、2分の2を見たらわかるんやけど、あちらの言い分がみんな正しいとしても、これだけ浸水区域は違うんわやな、はっきりと。

○ 村山繁生委員長

結局それは樋門のことでしょ。

○ 小川政人委員

樋門じゃなくて、水害がなくなっておるんやわな、これ。2分の2を見たらわかるやろ。

樋門があいておるときとあいておらんとき。

○ 村山繁生委員長

これは仮定として、予測の。

○ 小川政人委員

でも、彼らはこれが正しいんやと言う。僕はちょっと水が多いと思っているけれども、両方ともな。だから、こういうことが起こる、もう目で見ただけでわかっておるんやけれどもまだまだ非を認めないという部分と、それから私は富田のことだけ言っておるんじゃないで、四日市の市役所が、こういうことで市民をだましてもええのかなと思っておるの。一番大事なのは安全・安心の問題で、確かに水害が起こったのは、もうそれは過去のことなんやけれども、その原因についてまだ本当のことを市民に対してきちっと言っていないというところ、それを裁判所にどうのこうのという問題にしておると、大きな間違いがある。

この分析結果については、悪いけど、もう毎度ヒアリングをして、そのヒアリングの結果、きちっと僕の言うことに間違いがないということで認めておる中で、まだ本会議とかで——中村さんとまた行って2人で話をしようと思うけれども——技術的なことをきちっとみんなにわかれというのは難しいのかもわからんけど、これはきちっとしておかんとあかんと思っておるんや。

現実には、じゃ、ネック箇所から流れた水であふれるのか、通過した水で。きちっと前任の都市整備部長は、ネック箇所から流れる水ではあふれませんか。四日市港管理組合もそういう答えを出しておるし、それから、原因は6 tのポンプで水を排出しておったことが原因ですとも答えておるわけやで、そこのところの整合性は。

○ 三平一良委員

本会議で小川さんは、いつもヒアリングのときは職員の人とは同調すると言われて、本会議で塚田副市長は違うことを言うと言われるのやけど、そこの違いを教えてほしいんやけど。

○ 小川政人委員

塚田副市長は時々全然違う、支離滅裂なことを言う。この間も塚田副市長ははっきり、平成15年12月の答弁は市としての答弁やと、で、そのことは全庁的に伝えたと言うんやけど、それと違うことを、また本会議になると違うことを言っていますよ。あふれますとか。

○ 三平一良委員

いやいや、だから、ヒアリングのときに、小川委員の言うことを認めると。認めるといふか、言ってみえることを認めているよな。で、塚田副市長の答弁は違うことを言うと言われるで、その差をさ。全然違うことを言うわけですか。

○ 小川政人委員

だから全然違うというか、時々変わるの、ネック箇所から流れる水でも、雨量によってはスピードが違うからわかりませんかという答えもあるし、そうすると、じゃネック箇所から70mmと120mmの雨でスピードが違うということはあるかもわからん。あるかもわからんな。で、スピードが違うと、確かにその流量というのは、面積と抵抗係数掛けるスピードと私は理解しておる。すると、ネック箇所だけじゃないんやわ。ほかのところもスピードが変わって、同じように流れる量は多くなるもので、それは自分の言った発言を取り消そうとしておるわけや。

もう一つ新しいことを最近になって言い出したのは、樋門のところで盛り上がるんやとかいうことやけど、それも流量計算して、もともと樋門が満潮になったとき、樋門が全部水につかったときの計算でやっておるわけやでそれも当てはまらんし、だから答えをもうこれは曖昧のままにしておきたいということで、きちっと説明する気はないと私は思っています。

○ 三平一良委員

ネック箇所を過ぎて流れた水でも、そうするとあふれると言ってみえるわけ。

○ 小川政人委員

そういうことですね。

○ 諸岡 覚委員

ただ、小川委員がいつでも一般質問のときに言われる、今、三平委員が指摘した部分で、聞き取りのときにはそうやって言うのに本会議に来るとという話だけれども、と言っておるのは実は小川委員だけで、本当にそうやって答えたという話は聞いたことがないんですよ、私は。実際そうやって答えておるんですか、聞き取りのときに。それを聞いてみたい。

○ 若林上下水道局技術部次長

私も去年、河川排水課長としてヒアリングの場に参加をさせていただいたことがあります。その中で、委員おっしゃるのは、この図面を見ながら、ネック箇所を通った水は、下流で能力があったら流れるやろということをおっしゃいます。それは基本的な話はそうだと思います。ただし、潮位の影響であふれるということはあると私は思っております。だから、これを見ながらヒアリングをさせていただいておる中では、これの話に終始しておるということもあって、なかなかそこら辺についてきちっと話をさせていただいたことはないと思っております。

○ 諸岡 党委員

要するに今の話は、局所的な部分では認める部分もあるけれども、総論として別に認めているわけじゃないよと、そういう話ですね。

○ 若林上下水道局技術部次長

はい。私は潮位が影響してあふれるということはあると思っておりますので、そういう意味では諸岡委員のおっしゃるとおりかなというふうに思います。

○ 小川政人委員

潮位が影響するのは認めておるけれども、朔望満潮位では無理ですわな。あふれるわけがないんやから。

それと、もう一つ。だから、高潮があつて3 m、4 mになったら、当然堤防の高さは2.9mぐらいしかないんやで、それは潮位によってあふれるけれども、普通の河川の水量計算でいくと、満潮のときにどうなるかという計算をしておる。干潮のときに計算をしておるわけじゃないから、当然、雨がなくても、あそこは潮位の高さにはなるんやわな。その潮位の高さというのが、今も何回も言っておるように、2.42mなんや。干潮河川やから

とって、2.42mというのは当時の潮位な。で、2.42mという潮位では2.5mとか2.6mとか2.9mにはならないんやわ。だから潮位が2.42mのときに、川から水が流れてきて2.6mとか2.7mとか2.9mに、私が聞いておる話では、潮位と同じ高さになって川の水は流れていくというのが、これは議会の答弁でもされておるわけやから間違いないと思うよ。

○ 若林上下水道局技術部次長

潮位についてなんです、潮位の高さによってももちろん違うんだろうとは思いますが、ただ、そういうことは起こり得ると思っています。

それと、私がそういうふうに思う根拠としましては、先ほどもありましたけれども、乙17号証の中で、最高潮位を迎える17時ごろにあふれることが想定されるという形で、乙17号証のほうでも説明がされています。

乙17号証、乙16号証もそうなんです、先ほど中村部長が申し上げたように、自然現象がいろいろある中で、ポンプ場でどういう水位変化があったんだということを、きちっと当時と現実起こったのとモデルをつかってシミュレーションした結果、それがほぼ合致しているというようなことがあって乙16号証が認められるだろうということの中で、それを応用して乙17号証をつくっていますので、乙17号証で最高潮位になる時点であふれてくるといようなことになっておりますので、それが正しいのかなと私は思っております。

○ 小川政人委員

中部大学の先生が出した調査では、当時の2.42mの潮位で十四川はあふれないという答えが出ておるわな。違いますか。

○ 若林上下水道局技術部次長

中部大学で検証していただいたのは、東海豪雨の雨ではなくて、十四川の計画に使う10年確率の72.8mm、この雨に対して流れますよということを言っているんだと思っています。

○ 小川政人委員

だからそういうごまかしは。もっと素人にわかるように言ったら、あの10年確率の雨では、堤防下1cmのところをかき上げしていない。旧来の水害があったときの雨で、1cm下を流れた水位で樋門のところであふれないという答えが出ておるわけや。で、あんたらは、

これが正しい正しいと言うけれども、120mmの雨を流して、この計算式ではこぼしていないでしょ。ネック箇所からどんな水が流れるのかという検証はしていないでしょ。ネック箇所から流れる水は、あなた方がやっておる調査では、15 t か16 t の水しか流れてこんようになっている。それから、この港の計算では、水始末処理として、市が言っておるのは、ネック箇所から先は14.7 t やという、この調査報告書にちゃんと出ておるわけや。

だから、200mm、300mm降ろうが、流れてから雨のことを言っておってもあかへんの。例えばな、120mmの雨で本当に水門のところまで流れていくなら、調整池も要らんし、かさ上げも要らんし。そういうことやろ。それをわかっておって、だからその72mmの計算であろうが120mmの計算であろうが、ネック箇所は変わらへんのやわな。比較やろ、これは。そうやろ。水門のところとネック箇所の比較が倍違うんや。そうすると、ネック箇所で通過できる水は、樋門のところではそのまますんと入っていきますやないか。これが平成15年12月の答弁なのな。

だから、120mmとか130mmで、確かに水速が速くなっても、それは計算上平均的になるわけでしょ。断面と抵抗係数なんだから。その抵抗係数も、きちっと満潮のときに計算してやっておるわけ。だから、ボックスがあって、ボックスがいっぱいになったら抵抗係数がふえるとかふえやんとかいう問題とは別にな、そこはサイフォンの原理からいっても、そこで抵抗係数がふえるなんていうのは無理やから、その辺のことをきちっと。

だからあなた方がさ、過去にある失敗を、間違いを認めやずに何とかかんとか、72mmの計算とか82mmの計算とか120mmの計算はしていないと言うけれども、この2分の2ページは、あなた方が言うように、120mmの検証でしておるんやわな。北消防署で降った雨の検証で、で、途中でこぼさんと。わかっているやろ。今の計算式でいくと、6ページの計算式でいくと、途中でこぼれることを計算していないから、最後でこぼさせておるわけやけれども、そうしても、これ、水害がなくなっていますやないか。なくなっておるのは認めるんやろ。

○ 若林上下水道局技術部次長

確かにというか、乙17号証を見ていただくと、もちろん浸水被害区域は小さくなっています。これはまた裁判の話に戻って申しわけないんですけれども。

○ 小川政人委員

裁判の話はするなど言っている。

○ 若林上下水道局技術部次長

いえ。こういうことがあっても、四日市市全域を見たり、富田地区においては乙16号証においても、14時20分ぐらいに富田駅周辺が浸水をし始める。これは内水というか、下水道のほうで氾濫してあふれると。そういうことと、四日市市全域を見た中で、ここで浸水は小さくなるものの、浸水は免れなかったというような判断をされておるといことで、その部分を読みますと……。

○ 小川政人委員

読まんでもええって。もう時間が無駄やで。そんなこと。

○ 若林上下水道局技術部次長

そうですか。いやいや、やっぱり……。

○ 小川政人委員

限られた時間でやっておるでさ、読まんでもええやん。もう何回も読んでおるで。

○ 若林上下水道局技術部次長

自然現象による不可抗力と言わざるを得ないというようなことで書いてあります。

○ 小川政人委員

富田地区の水害は二つあるんや。オーバーフロー、下水の能力が足りなくて起きた水害と、十四川があふれて起きた水害。十四川と下水が足らなんであふれた水害が、この2分の2ページの左側。十四川があふれなかったらどうなったかという水害が、この右側や。で、右側の水害になることは、私は何も否定していない。ただちょっと水が多いなということは前から言っておるけど、この水害の一番多いところは、JRの富田駅とイオンの四日市北店のところで、十四川の近くでは、ほとんどこんなひどい、右と左と比べるほどの浸水被害は全然ないわけや。これが現実やないか。これは君らがつくったんやろ。僕がまだこれに、ネック箇所を水をあふれさせておらんよと言っておるのを、それも認めておる

んやろ。この図では、ネック箇所でも水あふれさせておらんやろ。あの計算式でいくと、させておる計算式ではない。

それから、中村さんが言った6ページの図はな、こういう計算式をしておるんやけれども、乙17号証ではこういう計算式で、乙16号証は何も断っていないということもあって、乙17号証でもポンプを動かしておるということは少しも書いていない。ポンプは動かしていない。で、ポンプを動かす動かさんについては、中部大学の先生でも、ポンプを動かしたら水位は下がるんやし、どこでも水位は下がりますに。これは河川排水課の早川さんとも確認をしたわな。ポンプを動かしたらもっと水位は下がるということできちっと、いや、ヒアリング、そんなことした覚えはないと言うんやったら、また言ってもらってもええで。それは俺があなたに対する評価が変わるだけやで。早川さん、若林君にはもう全然、評価変えたで。

○ 中村上下水道局技術部長

済みません、ちょっと話戻っちゃうところもあるんですけども、こういう今の2分の2の右側の図面でいくと、十四川があふれていないというようなお話だけれども、そうじゃなくて、これは樋門があいていたらという形の中ででき上がった図面なんですけれども、これ以降、これも申しわけない、乙17号証の中であるんですけども、17時以降にこの水位が上がってきて浸水をしていくというようなシミュレーションになっておって、裁判所のほうもそれで考え方が正しいと認めるということなんですけれども、やはり17時ごろ、海のほうの潮位が、ごめんなさい、まず朔望満潮位 Y P 2.36だと思いうんですけども、これが十四川の背後高と同じ高さになっております。それで、17時ごろの海側の潮位が2.4mに上がってきます。そうすると、今まで副市長が言うとおりに、ボックスの中は確かに圧力状態になってくるし、逆に十四川のほうへバックがかかって水位も上がっていくだろうという形になりますし、それに対して上流からどんどんどんどん洪水がやってくる。そうすると、一般的には余り知られていませんけれども、水にも粘性というか、粘り気という部分がある、わかりやすく言えばそうなんですけれども、粘性という部分がありまして、それは一瞬ではありますけれども、もともとある川の水位というか、海側から押してきた水位に対して、上流からどんどん洪水がやってくる。そうすると、どうしても水位が上昇してなじむ、上昇してなじむ。これがどんどん連続して繰り返していくと、そのうち水位がどんどんどんどん上がっていくということの中の部分がこのシミュレーションの中にも

含まれておって、17時以降はそういう形の中であふれていくという形になっていくという答えが出ておりますもので、そういう形でもって回答します。

○ 小川政人委員

ちょっとごまかすなというの。この水量は、途中でこぼしていかない水が流れてくるんやろ。あなた、今、どんどんどんどん流れてくると言ったけど、どんどんどんは流れてこうへんやないか。もうネック箇所を通れる水しか流れてこうへんやで、一番最高に降ったときでも、これはネック箇所のことを関係なしに降った雨が皆流れてくるという計算をしておるわけやで、それは実際と違うことを僕はわかっておって、実際と違うのはわかっておっても、この市がつくった資料でも水害はなくなるやないかと言っておるんや。十四川をあふれさせたことによる影響による水害はなくなるやないかと。

それと、もう一つ、海からの圧力でどんどんどん水が流れてくると言うけれども、違うでしょ。それじゃ、干潮のときの河川の計算は、みんな干潮のときにしておるんか。みんな満ち潮になったら、海側の水は、ずんずんずんずん干潮河川のところでは海の水が入ってくるんやで。それを計算にして、水位計算しておるんや。

○ 村山繁生委員長

済みません、小川委員などの一般質問の延長みたいなことになってしまいましたけれども、時間も来ておりますので、最後に小川委員のほうからも、まとめとしての意見陳述を行っていただいて締めたいと思いますが。

○ 小川政人委員

だから、まとめて言わせてもらえば、四日市市の役所の土木の職員は、正しいことを正しいと言えない職員ばかりがおって、上の言うことを聞いて、東京都庁よりももっと悪い。このことはこの前も言ったんやけど、水害を起こしたこと自体が刑法犯や。そのことを隠蔽しておるといことも刑法に触れるわけや。だから、今、平気で若林君なんかは、もう犯罪者の一員になって、犯罪に加担しておるわけや。隠蔽工作でな。それは違うと言うんやったら、おまえ、きちつと言ってこいよ。今まで言ったことと違うことばっかしゃべっておらんと。で、そこをきちつと、じゃここはみんなが聞いておるで、わからんで、中村君と君と河川排水課長と早川さんと来たらええやん。どれだけでも話ししたるよ。俺はあ

んたらに教えてもらったことしかしゃべっておらへんで。学校で習っておらへんのやから。みんな土木の人に教えてもらったこと以外、何らしゃべっておらへんのやからな。それを間違えたらあかんわ。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

それでは、この所管事務調査の件につきましては、この程度とさせていただきます。理事者の方、お疲れさまでした。

委員の方は、そのままお残りください。

まず、その他の事項でございます。

2月定例会議会の議会報告会でございます。

日にちが3月29日午後6時半から、塩浜地区市民センターで行います。この件でございますが、9月定例会議会で3名の委員の人から、それぞれ所管に関して報告していただいたと思います。決算議会のときにね。今度は、この予算の議会において、また残りの3名の方に一つずつ所管を持ってもらって報告していただきたいのですが、前やっていた方は伊藤委員と小川委員と三平委員でしたね。じゃ、中森委員と、それから加藤委員と諸岡委員が、それぞれ……。

○ 小川政人委員

もうそうやって決めておるんやろ。

○ 村山繁生委員長

3人は決まっていますんやけど、誰がどのって。

○ 諸岡 覚委員

割り振り指名していただければ、それで。

○ 村山繁生委員長

どれでもよろしいですか。

じゃ、もう任せていただけますか。

○ 諸岡 党委員

よかったら、でも今、指名してもらおうと、私もちょっとできるので。

○ 村山繁生委員長

指名って、もし希望があったら希望を言ってください。そのほうが早いので。

○ 諸岡 党委員

どこでもいいです。

○ 村山繁生委員長

じゃ、もう決めておきましょうか。じゃ、もう順番に。

審査の順番で、上下水道局が諸岡委員、環境部が加藤委員、都市整備部が中森委員ということをお願いします。司会はずっと副委員長にやってもらいます。

続きまして、休会中の所管事務調査についてでございますが、まず前回の所管事務調査のことで、事務局のほうからまず。

○ 事務局

前回の所管事務調査、2月1日に実施していただきました橋梁の耐震化対策についての報告書を取りまとめたものを、タブレットのほうの都市・環境常任委員会のフォルダーの中の11、その他のほうに入れさせていただきましたもので、ご意見などがございましたら、予算常任委員会の全体会の終了時ぐらいをめぐりに、事務局までいただきましたらと思います。よろしくお願いたします。

○ 村山繁生委員長

よろしくお願いたします。それと、次回の4月なんですけど、所管事務調査、これはやるかやらんかからまず決めていただきたいと思うんですけど、4月はやらないほうが多いということをお聞きしましたけれども。

○ 諸岡 党委員

なしでいいんじゃないですか。

○ 村山繁生委員長

なしでいいですか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、もうなしということで決めさせていただきます。

それで、4月21日に、今度新たに常任委員会報告というのがございます。各常任委員会の報告ね。委員会としての報告がありますので、それまでに今までの過去の所管事務調査で行っていた資料を皆さんに配付させていただきますので、それを拝読していただいて、また常任委員会のときに、全員が理事者側の席に座っていただいて質疑を受けるということでございますので、その辺、ひとつよろしくお願いいたします。

○ 諸岡 党委員

シティ・ミーティング、議会報告会のことなんですけれども、来場者の方からのアンケートなんかを見ていますと、シティ・ミーティングでテーマだけしか話せやんというのはちょっとあれなので、できたらもう少しフリートークの時間をとってもらいたいみたいなのが、割と毎回出ているじゃないですか。ですから、もしよかったら、今回の次の塩浜地区市民センターでやるシティ・ミーティングなんかで、いつも時間があつたらとか、ラスト10分ぐらいというところだけ、もう少し時間の幅をとって、20分ぐらい最後フリートークの時間をとるみたいな、もう明確に最初からとると決めてやっていかれたらどうかなとちょっと思うんですけれども。一個人の提案として。

○ 村山繁生委員長

そういう提案を受けましたが、どうでしょう。

○ 小川政人委員

僕は構わへんと思うんやけど、一時期、偏ったことばかりしゃべる人がずっと出てきたもので、こっちが身構えて、できたらテーマに絞ろうという話になったんだけど、別段、偏った声とかの人たちが、それはそれなりに周りの人の聞けるチャンスも与えてもらったらそれは、そのことをきちっと自制してもらえれば。

○ 村山繁生委員長

最近、テーマ以外でも、時間があれば質問を受けるということになってはいますけれども、きちっとして何分受けるということは決まっていますけれども。だから、15分なら15分フリーでということをお初めから設けるかどうかということ。

○ 諸岡 覚委員

今やと、時間があればということで、結局時間がないまま終わってしまうというケースもあって、その辺に多分不満があると思うんですよ、市民の方は。

○ 中森慎二委員

ただ、そのテーマがあるので来たという人がみえて、その議論が時間いっぱい来たら、これはしょうがないんだよね。やっぱりそれは進行状況を見て、委員長のほうでその辺はうまくさばいてもらうしかない。

○ 小川政人委員

報告会をもっと短くすることやね。

○ 中森慎二委員

そのテーマでやっていることですので。

○ 村山繁生委員長

一度その辺のところも考慮させていただいて、進行させていただきます。

じゃ、以上で今回の常任委員会を全て終了いたしました。皆様、本当にどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

1 4 : 0 6 閉議